

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（案） （抜粋）

〔平成25年6月26日
農林水産大臣公表〕
令和元年10月15日一部変更

前文 略

第1～第2 略

第3-1～2 略

第3-3 予防的ワクチン（法第6条）

1～3 略

4 対象家畜及び初回の接種方法

対象家畜は、接種区域内で飼養されている全ての豚等とする。ただし、都道府県は、高度な隔離・監視下にある豚等として農林水産省の確認を受けたものについては、除くことができる。また、ワクチンは承認された用法・用量に従って接種するが、初回接種時には、原則として哺乳豚を除き全頭に接種することとする。

【留意事項12】 高度な隔離・監視下にある豚等の要件について

都道府県は、ワクチンの接種区域内に所在する施設のうち、次の要件を満たしている場合は、動物衛生課と協議の上で、高度な隔離・監視下にある豚等として、ワクチンの接種対象から除外することができる。

なお、当該施設は試験・研究用に供する豚のみを生産しており、当該施設から試験・研究用の施設以外に豚が移動しないことを確認することとする。

1 施設及び衛生管理の要件

都道府県は、当該施設及び衛生管理について、動物衛生課と連携し、原則として、当該施設に立入り、また、書面及び画像等により状況を確認すること。

（1）主な施設の要件

- ① フィルターを備えた空調・換気設備が整備され、閉鎖系の施設であること。
- ② 豚を飼養している区域が周囲より陽圧の環境であること。
- ③ 資材、器具等を搬入する際に使用するパスボックスが整備されていること。
- ④ 豚の飼養場所及び豚舎間を移動する際には、外部と接触しない構造・体制となっており、人・資材・野生動物等による病原体の侵入防止対策を徹底していること。
- ⑤ 施設の出入口に車両消毒設備が整備されていること。
- ⑥ シャワー室が整備されていること。
- ⑦ 豚等の死体の処理施設（焼却施設や保管庫を含む。）が整備されていること。

- ⑧ 糞尿処理施設（たい肥舎を含む。）が整備されていること。
- ⑨ 当該施設専用の資材・重機等が整備されていること。
- ⑩ 導入豚の隔離施設が整備されていること（導入がない場合を除く。）。
- ⑪ 施設のバイオセキュリティが維持されるよう、施設の定期的な点検及び必要に応じた補修を実施し、これらの実施内容が記録・保管されていること。

（2）主な飼養衛生管理等の要件

- ① 試験・研究用の豚のみを飼養しており、他の用途の豚を飼養していないこと。
- ② 施設への入退場の手順、豚を飼養している区域への入退室の手順、物品搬入時の手順等について、それぞれ標準作業手順書（SOP）を作成し、従業員の遵守・指導が適切に実施されていること。また、それらの作業について記録されていること。
- ③ 施設内に入る者は専用の作業服、長靴、資材等を使用していること。
- ④ 関係者以外の者が衛生管理区域に侵入しないこと。
- ⑤ 施設内への入退場について、シャワーイン・シャワーアウトが徹底されていること。
- ⑥ 飼養に携わる者（管理者を含む。）が畜産関連施設に立ち入っていないこと。
- ⑦ 飼料の供給の際、飼料会社の従業員等が衛生管理区域内に直接侵入しないこと。
- ⑧ 飼料について、滅菌されていること又は病原体が含まれていないことが確認されていること。
- ⑨ 豚等に給与する水は、消毒がされている又は病原体が含まれないことが確認されていること。
- ⑩ 豚等の死体が、専用施設で適切に処理され、同居豚や野生動物と接触しないことが確認されていること。
- ⑪ 糞尿が、専用の施設で適切に処理され、野生動物との接触がないことが確認されていること。
- ⑫ ワクチン接種区域からの豚等の導入がされていないこと（ワクチン接種区域内の高度な隔離・監視下にある豚等を除く。）。

2 定期的な検査の要件

飼養されている豚を定期的にモニタリング検査し、その結果について記録・保管していること。

（1）検査方法

3か月に1回、臨床検査、PCR 検査及びエライザ検査を実施する。

（2）検体及び検体数

検体は血清とする。

検体数は、95%の信頼度で10%の感染を摘発できる頭数として、少なくとも30

頭以上（ただし、各豚舎から5頭以上を無作為に抽出すること。）とする。

3 確認事項

次のとおり、移動先の施設において厳格な交差汚染防止対策が実施されていることが確認されていること。

（1）移動先の施設が、試験・研究用の豚のみを飼養しており、他の用途の豚を飼養していないこと。

（2）移動先の施設に豚を搬入する際に、車両消毒等の交差汚染防止対策が徹底されていること。

（3）移動先の施設で利用した豚は、焼却等によりウイルスが完全に死滅されていること。

（4）焼却後の残さが医療用廃棄物又は産業廃棄物として処理され、豚等の飼料等にならないよう適切に処理されていること。

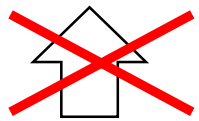
5~11 略

高度な隔離・監視下の実験動物施設の概要

実験用動物の飼養施設



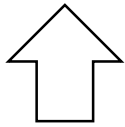
出荷は
試験・研究施設のみ



侵入不可



小型野生動物
有害昆虫



専用飼料
消毒搬入



飼料会社

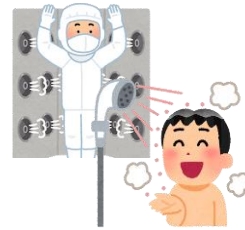


施設専用
滅菌搬入



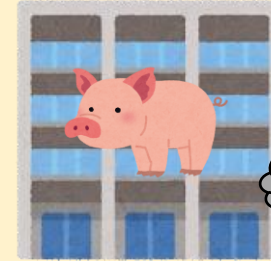
関連資材

作業のマニュアル
衛生管理の徹底



作業員

医薬品製造会社



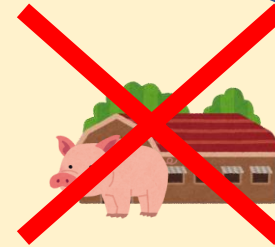
安全試験
感染試験

医学系大学



手術等の手技
トレーニング

利用後は焼却処理後
産廃処理



養豚場への移動・と畜場への出荷はなし

